

日本中世国家の貨幣発行権

服部, 英雄
九州大学大学院比較社会文化研究院 : 教授 : 日本史

<https://hdl.handle.net/2324/17751>

出版情報 : 東アジアと日本 : 交流と変容, pp.71-84, 2007-02. Kyushu University
バージョン :
権利関係 :

日本中世国家の貨幣発行権

服部 英雄

目次

はじめに ー貨幣発行権・統制権はあったのかー

- 1 日本産であった可能性の高い中国銭
- 2 なぜ中国銭のみが通用したのか
- 3 日中銭貨価値の差と王朝国家の対応
- 4 中世国家による通貨統制
- 5 銅含有率が高い模鑄銭と、低い鉛銭・鉄銭への分化
- 6 清銭・並銭換算秩序と地域間差益
- 7 権力による鑄造という常識
- 8 むすびにかえて ーなぜ公権力は日本銭を鑄造しなかったのかー

はじめに ー貨幣発行権・統制権はあったのかー

日本の中世国家は中国銭（唐銭・宋銭・明銭）を通貨としていた。したがって貨幣鑄造権をもたなかったというのが通説である。近年の中島圭一氏や桜井英治氏の研究では、とりわけ、そのことが強調されている¹。対外戦争がなかったことや、内裏造営が行われなかったことなど、その背景として特殊な事情が想定されている。いっぽう貨幣統制権が存在したとみる見解もある。佐藤進一氏は、室町幕府が朝貢貿易によって銅銭を独占的に入手したところこそが、王権の名分であって、事実上の貨幣統制権（貨幣発行権）であるとした。この見解に対し、田中健夫氏や佐々木銀弥氏が反論・異論を述べたが²、佐藤氏はその主張を堅持している³。保立道久氏は宋銭使用を禁じつつも、沽価法（「以銭一貫文、可被直米一石」）を進めたことをもって、鎌倉初期の王朝国家は貨幣鑄造権こそ持たないものの、貨幣統制権を行使したと見なした⁴。脇田晴子氏・本多博之氏は洪武通宝加治木銭の存在などから、中世後期には公権力が貨幣鑄造権を行使したとみる⁵。

いっぽう考古学では嶋谷和彦氏らが、鑄銭遺跡の多くが都市の中心部にあることを踏まえて、「政治権力や支配体制の枠組みの中での生産」を指摘する⁶。

そもそも貨幣鑄造権・統制権をもたない国家は変則的である。上記見解のうち、筆者は佐藤氏以下、発行権を持つとみる側の見解に親近感を持つ。日本中世国家の場合、貨幣鑄造権そのものの行使は史料上確認できないが、それと表裏一体の関係にある諸権限の行使は確認できる。以下これを貨幣統制権とする。

貨幣統制権のうち、よく知られているものの第一は、鎌倉幕府による弘長三年（1263）の切銭停止令（『吾妻鏡』）である。

切銭事

右近年多出来之由、有_レ其聞、於_レ自今以後者、用_レ切銭事、可_レ停止之、存_レ此旨、普_レ可_レ令_レ下_レ知之状、依_レ仰執達如件

弘長三年九月十日

武蔵守
相模守

加賀前司殿

宛先の加賀前司は弘長二年末（1262）から翌年三年十一月の死没まで、政所執事であった二階堂行頼である（『関東評定伝』『吾妻鏡』）。劣悪貨幣（破損貨幣）の使用を禁じたものだが、どのような方法でこの禁止令を実行したのかはわからない。市場や商人を通じて、回収させたのであろう。いっぼうで通用を禁止しつつ、そのことによって価値を失った銭を安価で回収したとか、または幕府がほぼ対等な価格（同額）を支払ったとか、スムーズな回収方法として想定される。

第二は室町幕府による新銭鑄造者の処罰である。

一 今日於使庁新銭作銅細工等被召之、被強問禁獄云々、此内祇園造營金物沙汰輩、被免了（『祇園執行日記』康永二年（1343）十月二十八日条）。

貨幣政策を欠くままの、まったくのアナーキー（無政府状態）とはいえない。そもそも権力が銭貨統制を行わなければ、だれでも自由に銭貨を鑄造できることになる。それでは貨幣は貨幣の役割を果たさない。中世国家は、公権力が基本的な貨幣発行権・貨幣統制権を有していたと見るべきで、その方が自然な歴史理解と考える。以下ではそうした前提にたつて、帰納的にではなく、演繹的に考察を進める。

1. 日本産であった可能性の高い中国銭

筆者は日本通貨であった中国銭（唐銭・宋銭・明銭）が、じつは中国産ではなく、大半は国産だったとみる近年の銭貨研究に刺激を受けた。これまでの学問研究は貨幣（コイン）に中国銭の文字があれば、すべて中国銭だと見なしてきた。しかし実際には模鑄銭が多く含まれている。模鑄銭は本銭（本物）に比べて軽く、縁が薄いことから、容易に区別がつくとされる。このことは民間学たる貨幣学（古銭学）、つまり収集家の間ではとうに周知のことだった⁷。

アカデミズム考古学では各地の鑄銭遺跡出土事例の増加をうけ、やっと近年このことを問題視し、本銭・模鑄銭を識別する必要性を主張するようになった⁸。それでも今日の文化財行政を担う発掘担当者たちとの会話による限りでは、学界に共有された問題意識とは、どうい思われたい。問題意識が欠如しているため、データはきわめて不足しているのが実情であろう。

いっぼうでは中国の私鑄銭も大量に日本に運ばれている（後述『日本図纂』）。ひとくちに中国銭といっても、正銭（本銭）、中国私銭、日本模鑄銭（外見上の中国銭）の3つがあった。

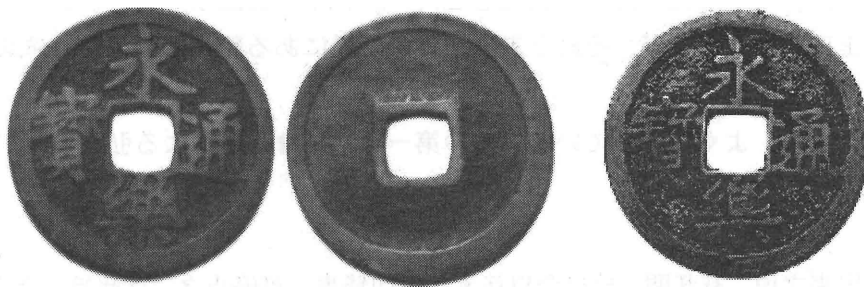


図1（永楽2種）永楽通宝の明銭（ほんもの、本銭）（左）表裏と日本製コピー銭（右）、重さが3.8グラムに対し2.8グラムと軽い。

図示した写真（図1）は永楽通宝の本銭と模鑄銭（日本銭）である。コインの世界では等しく中正手と呼ぶ。本銭は遣明使であった仲方中正の筆跡になるものとみ（東野治之『貨幣の日本史』1997、朝日選書）、模鑄銭はそれに似せたものということであろう。筆跡からうける印象はおおむね共通する。異筆で細部に筆跡の差はあるが、外見上はほとんど差がわからない。しかし本銭（明銭）3.8グラムに対し模鑄銭2.8グラムと重量を異にし、軽量であった。模鑄銭の特色は軽量という点にある（図版はHP「コインの散歩道」）。永井久美雄『中世出土銭の分類図版』（高志書院、2002）において、工藤清泰氏は青森市新城出土銭の事例を紹介する。新城出土銭は8,182枚あるが、このうち7,019枚が近年再調査された。最新銭は弘治通宝（1503）であるから、16世紀初頭の埋納となる。調査の結果、本銭は587枚、模鑄銭は6,432枚であった。92%が日本製だったという結論である。逐一の計量も実施されており、たしかに模鑄銭は軽量である。科学的な分析といえよう⁹。

もし開元通宝が唐の時代（907年）で鑄造が終わっていたのなら、戦国時代の遺跡から出土する開元通宝は600年以上使用され続けたことになる。600年前といえば、日本の南北朝時代に鑄造された貨幣を現代人が使い続けている状態におなじである。そうした例も皆無ではなかろうが、一般的には貨幣の寿命がそこまで長かったとは考えにくい。寛永通宝の登場によって永楽銭が消え、明治造幣によって寛永銭が消えていった。今日でも造幣局が行っているように、金属である古銭は鑄つぶされて、新貨幣の材料になる。多くの貨幣は改鑄されて更新されたとみるほうが自然に思う。貨幣は消耗品という視点も必要ではないか。

2. なぜ中国銭のみが通用したのか

古代中国はアジア最高の文明国で、周辺国日本は冊封体制の下、朝貢することによって、律令・曆・漢字などの文化を受容した。ただし銭貨だけは受け入れず、室町幕府の段階になって、初めて受容したとされる。初期段階には半両銭・五銖などを受け入れていた可能性を残すが、まもなく律令国家は富本銭、つづいて和同開珎の鑄造という道を選択する。ところがつづく皇朝十二銭を含めてその流通には失敗した。少額貨幣としての通用の可能性は、完全には否定できないが、はやく玉泉大梁『室町時代の田租』（1969）が指摘したように、田地売買のような大きな取引には銭貨は使われなくなっていく。近年でも貨幣が通用しなくなる事態を、日本人は経験した。終戦直後には着物など交換する現物を持参しない限り、米は買えなかった。すぐに価値が下落する貨幣・銭は通貨ではなくなったのである。平安期にも、同様な事態になっていたのであろう。

では代わった唐銭・宋銭はなぜ通貨になり得たのか。それは銭貨をもたらした宋商人が、銭貨の「もの」との交換・兌換を保証したからだと考える。宋人が米・布ないし金との交換を担保した。いったん通用すれば利便性があるから使用範囲は広がっていく。したがって唐銭・宋銭は九州の地において最初に流通したと考える。このことは宋大型銭通用からの類推である。すなわち大型銭とは折二銭、当五銭、当十銭など、一枚で二文、五文、十文として通用した銭のことである。その流通は、琉球、九州、対馬にほぼ限定されており、本州では大型銭はほとんどが磨輪銭になっている（上記永井著書）。つまり本州では大型銭は奇妙な銭として、そのままでは一文の価値ももてなかった。そのことから初期の宋銭流通の様相が類推できる。くわえて九州各地にはチャイナタウンを示す唐房（唐坊）地名が多く残っていて、一部は文献資料に、また一部は考古史料（越州窯系青磁の大量出土地）に合致する。かれら宋人は宋船の航海を援助するためだけにセツル

メントを設けたわけではない。かれらは貿易商であって、同時に中国・巨大金融資本の日本各地支店でもあった。多くの唐房地名の存在から、そうした推測が可能になる。そして以下に述べるように、宋商人は日本における一文の価値を、本国・宋国よりは3~4倍の高い値段として設定することに成功した。

3. 日中銭貨価値の差と王朝国家の対応

筆者は平安末期の宋と日本の物価を比較したことがある。乾道三年（1167、日本仁安二年）、在日本・大宰府博多津居住の宋人が中国寧波の寺院に寄進した碑（天一閣博物館蔵）には、それぞれ寄進額は十貫（合計三十貫）とある。その価値を知りたいと考えた。調べた結果、日本の貨幣価値と中国の貨幣価値は、同じ銅銭であっても格差があったことがわかった。つまり米価に2倍、升の大きさに1.7倍の差があって、中国では日本の3.4倍の銅貨を支払って、米を購入したことがわかった（図2）。

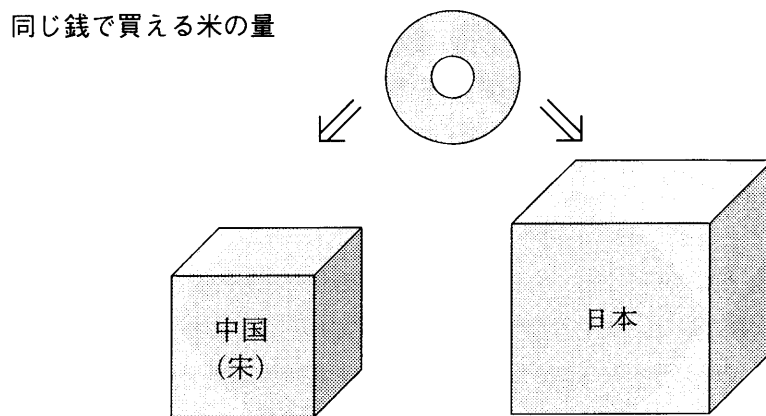


図2 模式図 同じ銭が中国（左）と日本（右）で価値に3~4倍差

この格差と利潤こそが宋銭輸入の原動力である。韓国新安沖沈没船に積まれていた28トンもの銅銭はわれわれを驚かせるが、日本に無事到着すればそれは一気に3倍以上の利益をもたらした¹⁰。

『百鍊抄』治承三年（1179）六月条に「近日、天下上下病悩、号之銭病」とみえる。「銭の病」はこうした外国銭貨の輸入にともなうものであろう。同じ年の『玉葉』七月二十七日条に「近代渡唐土之銭、於此朝恣売買云々」とみえ、その停止が提案された。文治三年（1187）、また建久四年（1193）に宋銭停止令が出されたことが、『玉葉』『仲資王記』『法曹至要抄』にみえ、検非違使が七条西市に赴いて、国営市場での宋銭取引を禁じている。最大の購入先・販売相手である国家の取引から除外されれば、はなはだ不利となろう。『華頂要略』正治二年六月二十五日条（『大日本史料』4編1）によれば、検非違使が銭貨を使用した市の神人を拘束しようとしてさえいる。

王朝国家（京都朝廷）の側は宋銭を停止する対応を取ったが、その根本にあったのは鑄銭司による日本銭の鑄造復活である。『三長記』建久六年八月十三日条（『大日本史料』4編1）によれば、後鳥羽院第一子誕生の折に厭勝銭（お守り）として「大通宝親」の金銭が法成寺執行によって、すなわち母親の里である九条家（后任子は九条兼実女子）によって鑄造された¹¹。そのとき異国銭の文字は良くないから建久通宝とすべきだとする意見があったが、退けられている。一連の記述の中に建久宋銭停止令を出すにあたり、鑄銭司復活も議論したことをうかがわせる部分がある。

建久通宝可宜之由申之、但及此儀先仰鑄錢事、可被鑄之、件日已廢了、依此事被復旧者、殆可及仗儀、被遊、又件錢近日被下停止宣旨、似前後相違
 鑄錢司復活ではあまりにも大げさな議論を、再度しなければならないではないか、と記されている。

日本錢鑄造復活は結果として行われなかった。中島圭一氏は銅1斤(480)文目が150文ほどとする『政事要略』の記述、銅1駄(36貫目)が10貫目とする『大乘院寺社雜事記』の記述から、銅錢原価と、額面価格には三から四倍の差があったと指摘する(前掲書134頁)。これはさきに指摘した宋での錢貨と日本での錢貨の価格差、すなわち三から四倍差に同じである。原材料費はおなじであった。新安沈没船のような28トンもの銅錢であれば、鑄造するコストと、運搬するコストを比較してみれば、まずは後者の方が安価であろう。錢貨鑄造のうまみが原価と額面価格の差にあるとすれば、王朝国家はほとんどそれを期待することはできなかった。

4. 中世国家による通貨統制

それでは日本中世国家は無為無策、アナーキーに大量の錢貨を受け入れ続けたのであろうか。よく知られているように、中世の物価は米1石が錢1貫と比較的安定していた。そのことは、錢貨流通がけっしてアナーキーではなく、中世国家(権力)によるコントロールがなされていたであろうことを暗示する。

『民経記』仁治三年(1242)七月四日条には、

「(*藤原公経)所沙汰渡之唐船帰朝、錢貨十万貫渡之、其上種々珍宝等有」

とあって、以下は鸚鵡や水牛の記事がつづく¹²。西園寺船の10万貫は、一億枚である。誇張があるかもしれないが、新安沈没船搭載錢貨は残存部分だけで800万枚であった。新安船の12艘分だから、大船団とすればあり得る数字であろう。西園寺公経は太政大臣で、鎌倉幕府とのつながりを武器に、承久の乱で敗者となった京都朝廷の実権を握った人物である。すなわち鎌倉幕府の意向を受けた京都の最高権力者が、莫大な錢貨を輸入していた。新安沈没船にしても積載物は箱崎宮や東福寺に運ばれるものであった。東福寺は九条家ゆかりの寺であり、東福寺船は九条家の意向と資本提供をうけて航海したものであろう。

西園寺家(公経)も九条家(道家ら)も王朝国家の枢要人物そのもので、鎌倉幕府に直結もしていた(たとえば鎌倉将軍が九条道家の子であったように)。かれらの派遣船がもたらした錢貨は、アナーキーに分散されるのではなく、王朝国家・鎌倉幕府の意向に添って通用された。これは佐藤進一氏が実質的な通貨発行権と見なした足利義満による永楽通宝輸入の図式に、実態としては酷似する。佐藤説は名分に重きを置いたものだったが、経済的な実質支配からいった場合も同じである。鎌倉幕府もまた事実上の貨幣統制権、広義の貨幣鑄造権を独占したと考える。

ところで運ばれてきた錢貨の量の意味を具体的に考えよう。参考までに昭和42年以来のこれまでの白銅百円硬貨の造幣量は合計108億枚である(造幣局ホームページ)。平成17年度の発行数は3億枚で、30年から40年を経過した貨幣を回収・改鑄したものである。通貨量全体は従前とかわらない。回収量は公表されていないが、通貨量の推定は80億枚程度か。むろん現在は紙幣が主で、貨幣は従にすぎないから単純な比較はできないが、感覚的な指標にはなる。

鎌倉時代の人口はおよそ1000万人とされる¹³。鎌倉時代に家族全員が貨幣を所有していたという

ほど、貨幣経済が浸透していたとは思われない。富の配分も不均等であっただろうが、目安として一人あたりの錢貨保有量を200文（現代の時価にして3万円程度）と仮定するならば20億枚となる。ちなみにこれまでに日本で出土した中世の埋蔵錢は353万枚である¹⁴。

これらから一回の渡航で一億枚だったという西園寺船の輸入量は、一年間に必要な鑄造量を十分に満たしていたし、鑄造するよりも安価だった。

無秩序にこうした巨大な錢貨が日本列島に入ったならば、必ずや経済は混乱し疲弊した。当時通貨の絶対量は不足していたが、権力による錢貨の導入は、無秩序ではなかった。現在ふつうに行われる老朽貨幣との交換・処分のような手順もふまえつつ行われたのではなかろうか。弘長・切錢停止令はその一環としてとらえよう。老朽貨幣の処分を伴った。

鎌倉大仏建立も、鎌倉幕府による過剰老朽錢貨対策だった可能性がある。鎌倉大仏の組成は銅68.8%、錫9.6%、鉛19.6%（22.0%とするものもある）で、奈良大仏（鎌倉期）の組成、銅93.5%、錫2.9%、鉛2.6%に較べて鉛含有率が高い。宋錢における組成では、鉛含有量は20～45%と高く、鎌倉大仏のそれに近似する。こうした鉛含有率の類似性から、大仏には、かなりの割合で錢が鑄込まれたものと考えられている¹⁵。なお撰閑家氏寺・山城国綴喜郡禪定寺の梵鐘には錢が三十五貫文鑄込まれたことがわかっている¹⁶。

仏像・梵鐘に錢を鑄込むことは信仰上の理由も考えられるし、あまりにも特殊な事例かもしれない。一番簡単な老朽錢処理法は、貨幣の改鑄、錢貨の再生産であった。新貨幣を段階的に導入しつつ、老朽貨幣の改鑄で暫時錢貨流通量を増加していったのではないか。現在のところ、鎌倉幕府が改鑄を行ったとする推定を、直接証明してくれる材料はない。しかし鑄錢遺跡はそもそも残りにくい。鑄型は粉碎され、残銅は再鑄の原料となって残らない。後述する洪武通宝加治木錢（加治木）や、長崎貿易錢（中島錢座）のように、確実にその地で鑄造されたことがわかっているにもかかわらず、鑄造遺跡はいまだに検出されていない。14C後半から15C、つまり南北朝～室町期ではあるが、すでに鎌倉（今小路の南、由比ヶ浜に近いあたり）からは鑄錢遺構が検出されている。素材となった銅は、華南銅であるというから、中国錢の再鑄にちがいない¹⁷。将来鎌倉周辺において、14世紀前半までの鎌倉時代の鑄錢遺跡が検出されるであろうことは、おおいに可能な想定である。

5. 銅含有率が高い模鑄錢と、低い鉛錢・鉄錢への分化

これまで模鑄錢は私鑄錢と呼ばれてきた。私鑄錢には劣悪貨幣、びた錢というイメージが強かった。しかし近年明らかになった錢貨鑄造遺跡からは、若干異なる様相が示されている。鑄錢遺跡は博多、堺、京、鎌倉など都市が多い（図3）。とくに堺は市内中心に10カ所も鑄錢地があって、秘密裏での偽金作りというイメージを否定した。堺豪商の工房が権力の意向を受けて鑄錢したものであろう。京都の鑄錢遺跡は八条（三坊七町）であり、銅細工が多く居住していたことが文献上明らかな七条に隣接していた。『吾妻鏡』文治二年八月二十六日条によれば、銅細工宇七条紀太は金剛三昧院領、すなわち北条氏所領であった紀伊由良庄で領家木工頭範季に濫妨している。地頭代であったものか。かれら細工集団は有力権門に属することが常だった（都市以外では茨城県東海村村松白浜遺跡より永楽通宝枝錢が出土。なお最新速報では筑前黒崎宿本陣前身地（黒田氏の黒崎城内と推定）より、1610-1620年の枝錢の一部や無文錢押型ルツボをともなう大規模鑄錢工

房が出土した。都市中心そのもので為政者に属する空間である)。

これら模鑄銭(国産銭)の銅含有率は本銭よりも高い。図示したものは桜木晋一「洪武通宝の出土と成分組成」(『季刊考古学』62、1998)からの引用で、洪武通宝のうち背「浙」は浙江省・杭州での鑄銭を示し、背「治」は日本・加治木での鑄銭を示す。本銭と推定される背「浙」(71%)、背「一銭」(75%)よりも、国産銭である加治木銭(86%)の方が「銅」含有率のはるかに高い。

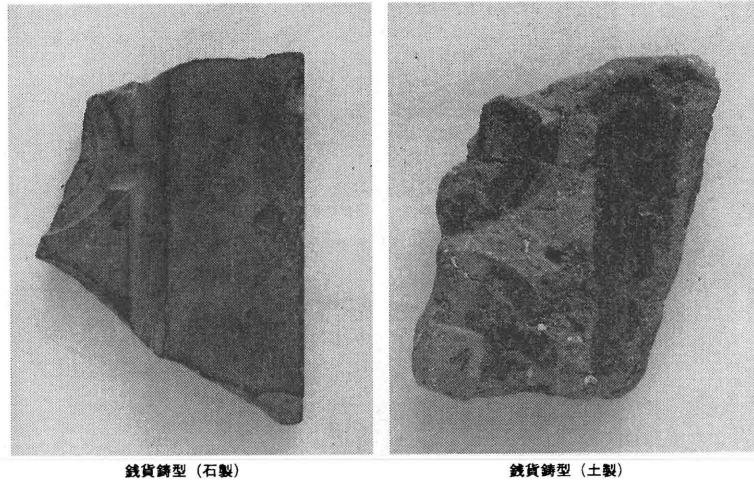


図3 博多85次調査で出土した銭の鑄型

	出土地	Cu	Pb	Sn	
降共	黒木町	48.28	49.41	2.65	
背「治」	長崎市	85.64	1.86	2.08	加治木銭
背「浙」	粕屋郡仲原	70.69	12.65	13.5	中国産か
背「一銭」	粕屋郡仲原	74.71	11.72	10.63	
小型	小倉城	53.03	29.22	8.37	
降共か	小倉城	18.74	72.33	0.35	鉛銭

降共というのは古銭学で洪武通宝の「洪」字の共が下にあるものをいう。いっぽうの黒木町(筑後)出土のものは銅含有率が極端に低く(48%)、小倉城出土のものに至っては、まったくの鉛銭である。嶋谷和彦「中世無文銭とその成分分析」(同上)によれば、鑄銭遺跡での無文銭・試料七点は、すべて銅含有率80%以上で、85%以上のものは三例あった。堺出土の使用されていた無文銭五例のうち銅含有率83%以上が四例あって、98%の高品質もある。青森県・根城岡前館出土の無文銭は20例のうち、90%以上は四、80%以上は五で、高品質である。桜木晋一「洪武通宝の出土と成分組成」(『博多80』2002、250頁)によれば、無文銭二枚の定量分析の結果では95%の銅含有率で純銅であった。

永井久美男『中世出土銭の分類図版』は、模鑄銭は赤銅質の銭が多い、銅含有率が著しく高いから赤っぽくみえる、と指摘していた。銅含有率に関しては模鑄銭は中国本銭よりも、高品質であった。近年の蛍光線測定による科学的分析はこれを裏付けた。ただし重量に関していえば、模鑄銭は本銭よりも軽量であった。

国産銭である模鑄銭は二分化していたと思われる。無文銭でも高品質のものもあった。洪武通宝が撰銭の対象になったことはよく知られている。これまでの研究者は、史料に「洪武」とあれば、よく目にする明銭(本銭)のみを想定した。しかし紹介したごとく小倉城出土銭は、「洪武通

宝」なる文字こそは刻字されているが、きわめて粗悪な鉛銭であった。われわれが周知している洪武通宝ではない。

永楽銭も同様だったと考える。中国製ではない永楽銭の存在は史料からも導き出せる。

一 地ぜにの内、よき永楽五文、大観・嘉定、以上うらに文字のあるぜに、よき銭の内たるべし（永正九・1512、東寺文書）

この永楽は地銭、すなわち日本製と認識されていた。ほかにもわれわれの常識にある永楽銭とはちがう点がある。「よき永楽五文」とあるのは大型銭だったのだろうか。「うらに文字のあるぜに」とある。洪武通宝は裏に一文字で生産地を記す。しかし永楽銭でそうした事例は知られていない。

一 百文内、ロざしの分、ふるぜに十文・洪武二文・宣徳二文、永楽六文、已上二十文なり（同上）

撰銭対象ではあるが、緡銭への混入を認められたこの永楽も、おそらくわれわれがよく知る永楽通宝とは別物であろう。

粗悪化していった洪武通宝は、「ころ銭」または「なわ切り」と呼ばれた。「ころ銭」の語は『書言字考節用集』に「洪武銭 コロセン」、『俚言集覧』に「ころ銭 洪武通宝をいへり」、『毛吹草』に「筑後と薩摩では洪武銭」とあり、「なわ切り」の語は文明十七年（1485）大内氏撰銭令にみえている。

これらの洪武銭は明王朝の鑄造した銭ではないだろうし、優質な洪武通宝加治木銭でもない。日本製洪武通宝は二種に分化し、質の劣るものが撰銭の対象になった。

6. 清銭・並銭換算秩序と地域間差益

『ロドリゲス日本大文典』に「Bitaビタ、Coroコロ、Chanチャン、Curojeniクロゼニ、ハビロ、ハトノメ、またはヒゴセン」とみえている。これらの銭のうちクロゼニは、明応二年（1493）の「相良氏法度」にもみえており、ここでは10貫で良銭5貫と同等とみなされている。もうひとつの大鳥と称される悪銭が良銭4貫とみなされたことに較べると、いくぶん質が良かった（「字大鳥」とあるのはアザナ大鳥つまり通称大鳥、ウードリの意であろう）。天文十二年（1543）の「安山借屋牒」（博多聖福寺所蔵・九州史料叢書、九州史料刊行会・1962刊）においては、精200文と黒銭300文が同じとされていて、その価値は良銭の三分の二である。博多より出土する銭貨のうち、クロゼニがどの銭に該当するのかわからないとのことであるけれど（大庭康時氏ご教示による）、これほどに流通していたわりには不思議である。

他の銭のうち、チャンおよびここには見えない南京について、実態を明らかにした最新の研究が本多博之『戦国織豊期の貨幣と石高制』（前注5）である。異なる時間帯の他地域において撰銭対象となったという劣悪諸銭は、西日本各地では、清銭を基準に、当料、並銭として扱われた。そして「和利」と呼ばれる換算率を定めただうえで、常用銭として通用していた。ことばでは同じであっても、地域差・時間差により、意味するものは異なっていたらう。

チャン（鍛）、および悪銭の代表格とされる南京は、毛利領国内では、安価であっても正当に通用する通貨であった。それらは奉納、贈答にさえも使われた。南京（南金）は伊勢御師への奉納では、「当国之南京」と表現され、京下りの公卿の認識でも「国ノ銭号南京」とされている¹⁸。安

価とはいえ、さしたる悪貨であったとは思われないし、産地（鑄造地）までも特定されて「国ノ錢」とまでいわれていた。

本多氏の研究によれば、南京は清料50文に対し、200文が対価だったし、正錢200文が南京2貫のこともあった。南京1貫あたり銀1匁5分1厘であり、米2斗強だった。それに比べチャンは1貫が銀9匁であり、米8斗とされている¹⁹。近世初頭、寛永2年（1625）に銀60匁で錢4貫だったこと（『江戸の物価事典』）、つまり銀15匁が錢1貫であったことからすれば、チャンはそれほどの劣悪貨幣ではなかった。

本多著書に網羅された諸史料をみると、南京やチャンは算用状における机上の計算を除けば、十疋（百文）、二百文のような単位で古文書・古記録に見えている。すなわち100枚単位であり、緡錢であろう。それも種類ごとに統一され、他の種類は混用されずに使われた緡だと考えられる。きわめて秩序だったなかでの通用といえる。こうした現象は、いつてみれば現在の貨幣に100円、50円、10円があることと、なんら変わりがないように思われる。

安価にすぎる南京錢が贈答用になったということは、一見すると不可解である。しかし安芸での安価な換算率（レート）で得た、低額ではあるが大量の南京錢を、他地域において使用すれば、相当な差益が得られた。他国では南京錢が安芸よりも高い貨幣価値（相場）で運用されていたという現実がその前提となる。

伊勢御師が南京錢を伊勢までの途上、ないしは伊勢において、どのように使用したのか。それを示す史料については、勉強不足のため今の段階では調査が行き届いていない。しかし甲斐国・富士山参詣での御師たちが、安価錢をどう使ったかを語ってくれる史料はある。永禄二年（1559）小山田信有朱印状写（『山梨県史』1511）をみよう。

定

右甲州悪錢法度并新錢等之義者、一切被停止之間、近年檀那中へ可申渡之段、申付候處、不申触候哉、富士参詣之導者悪錢持来、為最花神前へ投入候、祢宜神主雖請取候、造営不成助用候、且者彼背神慮、且当国被破法度、又者*師令無力者、檀那中へ無心可申請候、此三ヶ条以兼合、從当年為改新錢、参詣之口々、可居置奉行候、大小之且那中へ可申届候、若背此理、有新錢持来族者、令糾明其御師、末代可為改易候、具可申触候状、依如件

*御脱か

小山田 「月定」 (朱印影)

永禄二年
卯月十四日

小沢坊

『古事類苑』泉貨部に収められて以来、研究者にはよく知られた史料だが、『古事類苑』所引史料は上記とは別系統の写本を採用したものらしく、文意が通じにくかった。引用は「諸州古文書」（二上）所収文書（『山梨県史』）である。写しであって、本文中の三箇条が具体的に登場しないなど、いくぶんの問題を残すものの、意味は数段にとりやすくなって、安価錢の行方がよくわかる。ここに登場する人々は神仏を畏怖した敬虔な中世人とは少しちがう。富士参詣に来て、安価な劣悪錢を、賽錢として神前に投げ入れている。信仰より形だったか。じっさいにはこの土地までく

れば、通常貨幣と認知されやすかった。ここでは賽銭が問題になっているが、現実には縉状態ならば本銭にも近い価値で通用する可能性がある。富士御師はそうした使用をこそ目論んだのである。

劣悪銭（悪銭・新銭）の混用は、地域経済を著しく混乱させた。神社側はこのような賽銭ばかりでは造営もままならないとして、参詣の口ごとに奉行を据え置いて新銭改めを行うとしている。受け取る側が嫌った銭であった。

以上から次のような筋道が考えられる。安芸において大量の安価な南京銭を入手できた伊勢御師は、それを他国および伊勢に持ち運び、付加価値を上乗せすることでできた。だからこそ通常貨幣ではなく、安価な南京銭の大量拝領を喜んだのである。彼らの側から希望したともいえるだろう。伊勢御師に「毎年之御初尾」として「南京」300疋が寄進された例もあって、まさしく安芸からの大量の南京銭入手を、伊勢御師側が欲し、銭種を指定したことを示す²⁰。

毛利領国における安価銭関連史料は、反銭納入や領主からの贈答に関わるものが多かった。公権力の場において、他の銭を交えない銭種ごとの縉銭が用いられたことは確実であるが、たとしても、庶民もまた同様のかたちでそうした選別された縉銭を利用していたかどうかはわからない。しかし銭貨の基準を設定し通用させていたから、暫時、民間もそれに従ったであろう。南京銭による田地売買の実例も、やがて知られるようになる。

かくして安価銭は宿命的に他領に流れていった。安価銭の供給は毛利領国にとっては通貨統制、価格安定のために不可欠であった。安価銭のニセ金はなく、いまでも10円、5円、1円の偽物は作られることがない。作っても採算にあわないからである。毛利氏の「南京」こそは「国の銭」で、毛利氏権力が鑄造したものである。だからこそ、郡山城において、「御かみさま」（毛利輝元夫人）、桂就宣、「同御かみさま」、粟屋元勝ら毛利家の主君夫人や重臣から南京30貫をはじめ、多量の「鍛」びたが下付されたのである（村山家旦那帳）²¹。

織田信長が永禄十二年（1569）に四天王寺に出した有名な撰銭令があるが（四天王寺文書）、二倍すなわち「以一倍用之」で通用させる「ころ、せんとか、やけ」ほか（A）、五倍で通用させる「えみょう、おほかけ、われ、すり」（B）、十倍で通用させる「うちひらめ、なんきん」（C）、という貨幣秩序を確立したものである。本銭が百円ならば、（A）は50円、（B）は20円、（C）は10円としたもので、毛利領国における施策と一致しよう。やけ（焼け）、おほかけ（大欠け）、われ（割れ）、すり（擦り）は破損銭、「うちひらめ」は加工銭だから、流通過程での所産であって、新規鑄造の対象になるものではないが、えみょう、なんきんなど、いくつかの安価貨幣は信長自身によって鑄造され、維持再生産されることによって、通貨統制が可能になったのではなかろうか。室町幕府の撰銭令では、縉の中に一定割合の悪銭混用を強制していた。しかし毛利領国や織田政権では全く異なっていて、銭の価格差を明らかにした上での通用政策であった。

信長撰銭令で、永楽通宝は撰銭の対象になっておらず、永楽銭は本銭（上記比喻では百円相当）だったと考えられる。

さて『日本図纂』倭好・古文銭に

「倭不自鑄銭、但用中国古銭而已、每一千価銀四両、若福建私新銭枚千価銀一両二銭、惟不要永楽・開元二種」

とある²²。中国では日本における事態を正確に把握していたようだ。黒田明伸『貨幣システムの世

界史』131頁では、『李朝実録』中宗三十九年六月壬辰に「福建乃ち南京なり」とあることから、福建私新銭が悪銭・鏹銭としての南京銭になったとする。すべてのナンキンが福建製ではなく、国産もあったことは述べたが、日本に入った初期のナンキンの、かなりの部分を福建銭が占めていたことは確かであろう。その福建私新銭が、中国本土においても本銭の3割ほどの安価であったとすると、地域間格差は日本国内だけのものではなく、そもそも国際的なものであったといえる。日・明でも、安芸・京都・伊勢でも、本来格差のある銭貨が無秩序に導入されれば、貨幣秩序は混乱した。

私鑄銭は一定の割合で必然的に発生する。通用させるべく作られた劣悪銭だから、目論見どおりにいけば通用はする。すると通貨秩序は不安定になる。アジアでも日本国内でも通貨基準には不統一があり、事態の打開は権力による通用基準の設定以外になかった。現実にあう、なじみやすい基準を新たに作っていく必要があった。そして基準の現実化を推進するためには、自らも基準貨を鑄造していく必要があった。

定められた基準にも地域差があった。それを利用して、他地域にて劣悪貨を高位貨として通用させうれば、利を得ることもできた。中国大陸からは福建私鑄銭・「なんきん」が日本へもたらされ、安芸から伊勢へは安芸「国の銭」たる新・南京銭が運ばれた。

7. 権力による鑄造という常識

かならずや国家権力・公権力は貨幣流通の統制を行い、発行権を掌握したにちがいない。本稿はそうした前提にたつて、諸事象を論じてきた。通説からすればひどく唐突であったかもしれないけれど、こうした見方はなにも筆者のみに特有のものではない。いくつかの近世の著述をみよう（『古事類苑』泉貨部所収）。

『東江書話』

京都將軍足利義満公の時、明朝へ度々使僧を遣し、永楽銭を持来、此銭を格として、此邦にても鑄させらる、信長公太閤を歴て、国初*までも通用せり *徳川氏

『貞丈雑記』

右の永楽銭日本に渡り来て専ら通用し、後には日本にて永楽銭を鑄て通用しける也、秀吉の代に至ても、永楽銭を鑄たりしとぞ。

「類聚名物考」・永楽通宝銭

太閤豊臣秀吉公の比、京都狼谷にて此銭をうつして鑄られし事有といふ、其後にまた東照宮の御世にも、一度模写して鑄られし事有とかやいへども、其の事実明かならず、重て可考

また隣国中国でも同様にみられていた。

明人朱国偵の著作『湧幢小品』（文学筆記叢書、下）、日本の項に

（倭官倭島）亦用銅銭、只鑄洪武通宝永楽通宝若自鑄其国年号則不能

ほかに寛永通宝鑄造を担当した鳴海家は、足利幕府のもとでも鑄造に携わったという伝承を持ち、

元祖 鳴海刑部賢勝

応永年中足利公方勝定院義持公御代、朝鮮国より永楽錢三千貫文、奉貢、是珍宝成迎、日本ニ而賞翫す、金銀との取替高直ニ而尅貫文者、金一兩四匁八分ト定ムル、然れ共、員数纔三千貫文ニ而、通用不足故、我朝ニ而、其後永楽錢鑄足、被_{たし}仰付候、此節於_{たし}京都、錢奉行職仕候

と記録する。はやく『古事類苑』泉貨部に収録された史料であり、中世後期・公鑄錢説の根拠になっている（前注⁵⁾）。

東京六本木の毛利家屋敷跡の地鎮遺構から「永楽通宝」金銭2枚、「永楽通宝」銀銭1枚が出土した。天正通宝の金銭・銀銭は日本銀行貨幣博物館（旧貨幣標本室）にも所蔵されている。永楽通宝金銭・銀銭は、太閤金銭・銀銭と通称されている。豊臣秀吉が後陽成天皇の宸筆によって天正通宝を鑄造し、それには銀銭もあったことは、江戸時代、天明・寛政期の著作だが、『泉彙』や、『泉貨鑑』²³⁾に記述がある。貨幣博物館の金銭にはほかに紹聖元宝、銀銭にはほかに大観通宝銀銭、丸大銀銭、銀栄通宝（創作錢）がある。

金銀銭は通貨というよりは贈答用であったが、さらに貨幣博物館には「日本公鑄錢」として分類されている100枚以上の永楽通宝がある。金銭のみならず永楽通宝銅銭自体を秀吉が鑄造したとみることに、さほど多くの異論はあるまいが、それは信長の時代にまで遡ると考えたい。信長は永楽通宝を旗印にして、その紋を家臣にも与えた。同時代の史料ではなく、作成年代は下るが、数種の「長篠合戦屏風」²⁴⁾はいずれも、信長と子信忠のまわりに、永楽通宝の旗印を描く（図4 参照）。また「諸将旗旌図」にも信長の永楽通宝の旗印が記されている。信州上田城櫓の飾瓦には永楽通宝の文様があつて、仙石秀久が信長から拝領したと伝えている。『古銭語辞典』（国書刊行会・増補版239頁）によれば、永楽通宝を旗紋とした家は、松平、仙石、奥村、細田、水野、黒田、本郷、永見、荒尾、中山の各家で、織田家以外にも10家ある。多くは織田家ゆかりの家であろう。ほかは政和通宝（1111鑄造、堀田家）、寛永通宝（福島家）、康熙通宝（新見家）の旗紋がそれぞれ一家のみあるだけだから、群を抜いて多い。述べたように信長の撰錢に永楽通宝は含まれず、本錢であった。嫌われるような錢や、自らが排除する錢を旗印にするはずはない。信長が永楽通宝に強固なパワーの根源を見いだしたのは、自身の鑄



図4 長篠合戦図屏風（大阪城博物館）、織田信忠陣營の永楽錢の旗印

造に関連すると思われる。

永高の採用で知られ、天正五年（1577）段階で永楽銭を鏹二文として公定貨幣基準を定めていた後北条氏についても、同様に自身の鑄造があったと推定する。

むすびにかえて ーなぜ公権力は日本銭を鑄造しなかったのかー

以上、鎌倉幕府以来、日本の中世公権力（国家権力・地域権力）が、初期には独占的に中国銭貨を導入することによって、そして劣化貨幣の改鑄を繰り返すことによって、貨幣発行権・銭貨鑄造権を掌握していたと考えた。

中世後期、もっとも明確に鑄銭を意思表示したのは島津氏であった。裏文字表記によって、自らの鑄造と、産地（加治木）までを明らかにした。こうした行為は島津氏のみではなかろう。各地の公権力は、同様に中国コピー銭、そして安価銭を生産し、経済の安定を目指していった。

なぜ、かれらは日本銭・独自銭を鑄造することなく、中国銭のコピーをつづけたのだろうか。

考えられることの第一は、みなれた中国銭の方が通用させやすかったということであろう。第二には銭貨発行はあくまで天皇大権であるという意識があったからではなかろうか。

天正通宝の発行に当たり、秀吉が後陽成天皇の宸筆によったという先の伝承は、真偽について他の史料での確認こそはできないが、大いにありえたように思われる。高倉院第一子誕生の際の厭勝銭としての金銭鑄造の際も、鑄銭司復活が議論されたことは、すでに見たとおりである。朝廷が中国銭を最後まで承認しなかった理由も、天皇による鑄造権放棄ができなかったことにある。

日本銭は年号銭であるべきだという意識は強かった。そのことは「建久通宝」ということばからも読み取れる。幕府など、公権力といえども、日本では独自に年号を公布した政権はない。室町幕府は年号に干渉はしたが（今谷明『室町の王権』）、それでも改元は必ず改元詔書によって天皇により行われた。秀吉が宸筆を鑄て、天皇の裁可を得た形にしたことには、大きな理由があった。以後は武家政権による日本年号銭鑄造の道が開け、文禄通宝、慶長通宝、元和通宝を経て、寛永通宝発行に至るのである。

【注】

¹ 中島圭一「日本の中世貨幣と国家」（『越境する貨幣』青木書店・1999）、桜井英治「日本中世における貨幣と信用について」（『歴史学研究』703、1997）

² 田中健夫「中世海外貿易の性格」（『日本経済史大系2中世』1965）、佐々木銀弥「海外貿易と国内経済」（『講座日本史3封建社会の展開』1970）

³ 前者は佐藤進一「室町幕府論」岩波講座日本歴史中世3、一九六三、後者は『日本の中世国家』岩波書店・1983。

⁴ 保立道久「中世前期の新制と沽価法」（『歴史学研究』687・1996）。

⁵ 高木久史「日本中世銭貨史研究の現在」（『歴史評論』667、2005）、脇田晴子「社会的分業と市場構造の転換」（『荘園史講座』4、1999）、本多博之「戦国・豊臣期貨幣通用と公権力」（『銭貨』2001（のち『戦国織豊期の貨幣と石高制』2006所収、なお本書刊行はワークショップ開催の直前であったため、当日の報告では参照できなかった）。

⁶ 嶋谷和彦「中世の模鑄銭生産」（『考古学ジャーナル』372、1994）、五十川伸矢「鑄造遺跡から見た古代中世の銅鑄物生産」（『季刊考古学』62、1998もこれを支持している）。

⁷ たとえば日本貨幣商協同組合から発行されている『貨幣手帳』（手元のものは1972年版）19頁には入田整三氏に

- よる分類整理について、「古銭家の立ち会いがいないから、渡来銭もびた銭も混同している」と批判している。
- ⁸ 坂詰秀一『出土渡来銭』1986（ニュー・サイエンス社）で「本来銭と模鑄銭を区別することが必須」と主張された。近年以下のような会が開催され、資料集や報告書が刊行されている。
- ・中世の出土模鑄銭/東北中世考古学会第6回研究大会事務局編、2000
 - ・中世における私鑄銭・模鑄銭の歴史的位罫:出土銭貨研究会第8回研究大会/出土銭貨研究会[編]、2001
 - ・中世の出土模鑄銭/川崎利夫[ほか]著;東北中世考古学会編、高志書院、2001
- ⁹ 工藤清泰「青森市域の出土銭」（『市史研究あおもり』5、2002）、なお工藤氏より別途新城出土銭分析データの提供を受けた。
- ¹⁰ 「博多の海の暗黙知・唐房の消長と在日宋人のアイデンティティ」（『内陸圏・海域圏交流ネットワークとイスラム』）（2006）
- ¹¹ 「大通宝親」なる銭はない。よく似た宋銭は対読（上下右左）の大観通宝だが、「大通宝親」なる読みは回読（循環読、順読、上右下左）でも対読でもなく、上から右下、左から右下に読んだ。伝聞の際の誤りか。
- ¹² 『大日本古記録』、『故一品記』にも同文、『大日本史料』5-14、441頁
- ¹³ 速水融『歴史人口学で見た日本』（文春新書）2001、鬼頭宏『人口から読む日本の歴史』2000、本庄栄次郎『日本人口史』1931。
- ¹⁴ 三宅俊彦『中国の埋められた銭貨』、同成社、169頁
- ¹⁵ 『大百科辞典』平凡社、銅組成の項、角川茂ほか「鉛同位体比から見た鎌倉大仏周辺遺構から出土した銅滓」2006年度・日本文化財科学会報告
- ¹⁶ 黒田俊雄『蒙古襲来』、禅定寺本堂推鐘日記（正安三年鐘鑄目録）、坪井良平『日本古鐘銘集成』128頁、573頁。鉛を入れても音響に支障はなく、太平洋戦争で供出されるまで、長期間使用されていた。国宝に指定されてさえないれば、と残念である。
- ¹⁷ 今小路西遺跡発掘調査団編『今小路西遺跡由比が浜一丁目213番3地点』、『出土銭貨』14
- ¹⁸ 本多博之氏著書116頁、「村山書状」閏五廿八、閏五は天正十六年、および115頁、「兼右卿記」元龜三年・1572・三月五日条
- ¹⁹ 同書102～103頁、113頁、119頁。
- ²⁰ 同書114頁、なおこれに類似した事例は、天文18年（1549）頃の巖島神社社納銭の場合にも見られる（本多著書26頁）。この段階では毛利氏は巖島社における難金（南京）銭・新銭の撰銭を規制している。
- ²¹ 以上は同書113頁、122頁
- ²² 田中健夫『東アジア交通圏と国際認識』171頁以下に所収、本多著書138頁
- ²³ 前者は「和漢銭彙」とも、芳川維堅編、天明元年1781。後者は「古今泉貨鑑」とも、寛政元1789、朽木竜橋著。
- ²⁴ 『戦国合戦絵屏風集成』1、および4、中央公論社。

付記

本年（平成18年）12月初旬に北九州市黒崎城内（のちに長崎街道黒崎宿本陣敷地）において、大規模な鑄銭工房が見つかったという情報を得、12月18日に現地見学する機会を得た。枝銭の一部や無文銭押型ルツボの出土もあって、黒崎城城主井上氏、ひいては筑前藩主黒田氏の鑄銭にかかる遺跡であることは明瞭であった。本稿の見通しが遺跡の出現によってうらづけられたと考える。さらに中村修身「福岡県香春岳周辺の銅生産に関する調査と若干の考察」（『かわら』52、平成12）により、元和十年から寛永元年（1624～25）にかけての豊前細川藩香春鑄銭所の存在が細川忠利書状ほかにみえることを知った。権力を掌握したものが、銭貨鑄造に無関心であったとは、もはやいえまい。